

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例の廃止		
見直し内容 (概要)	<p>中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者について、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却、中小企業防災・減災投資促進税制の制度のみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その投資事業有限責任組合に係る組合員の出資した独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する株式を除外する特例措置について、廃止する。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の6第1項、租税特別措置法施行令第27条の6第1項 〕		
増収 見込額	[平年度] — (—)	[改正増減収額] —	(単位：百万円)
廃止 又は 縮減の 理由	<p>本特例措置を利用するにあたり前提となる計画認定の件数は1件にとどまっており、出資先企業による中小企業税制の適用はまだ行われていない。今後も適用件数の増加が見込まれないことから、本特例措置を廃止する。</p>		
ページ		1—1	